

滋賀県森林CO₂吸収量認証制度実施要領

平成 23 年 4 月 1 日 滋森政第 228 号

滋森保第 246 号

(目的)

第 1 条 この要領は、滋賀県内で森林づくりを行う団体、企業および森林所有者（以下、「団体等」という。）が整備する森林のCO₂吸収量を滋賀県が評価・認証する制度を定めることにより、団体等による森林整備を促進し、もって水源かん養や地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(認証の対象)

第 2 条 認証の対象となる森林は、滋賀県内に存する森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定による森林（竹林を除く）または植栽により同条に掲げる森林になることが見込まれる土地のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 平成 20 年 4 月 1 日以降に団体等が森林整備を実施または支援した森林
- (2) 森林整備の内容が森林整備の基準（別表）に適合するもの
- (3) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上ある森林

(認証の申請)

第 3 条 森林CO₂吸収量認証（以下、「認証」という。）を受けようとする団体等は、別に定める申請書類を知事に提出するものとする。ただし、初回の申請にあっては、申請年度の 5 年前までの森林整備を単年度ごと一括申請することができる。

2 団体等は、前項の申請書類を提出する場合には、別に定める現地調査マニュアルにより、現地調査等を実施するものとする。

(認証の審査)

第 4 条 知事は、申請のあった案件について、別に定める滋賀県森林 CO₂ 吸収量認証制度評価基準の規定により、森林整備実施年度の翌年度以降の CO₂ 吸収量を算定する。なお、知事は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 植栽と下刈りなどの異なる内容の森林整備を同一箇所で同一年度を実施した場合については、それぞれの CO₂ 吸収量を加算しないものとする。

3 知事は、算定した CO₂ 吸収量の数値等を記載の上、認証書（様式第 1 号）を交付し、遅滞なく認証状況を県のウェブサイトに掲載する。

(認証書の利用)

第 5 条 認証を受けた者は、認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。

2 認証書は滋賀県が評価・認証したものである。

3 認証書を第三者に販売、または譲渡することはできない。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

森林整備の基準

森林整備	基準
植栽	植栽樹種別の植栽本数は、市町村森林整備計画に基づく。 大苗を植林した場合は、成林が見込まれると認められる本数
下刈り	原則として、雑草木を全面刈払い、または坪刈りをする。
除伐	スギ、ヒノキ等の人工林であって、健全な森林の成立が見込まれること。
間伐	スギ、ヒノキ等の人工林であって、間伐率は概ね10%（本数率）以上とする。
枝打ち	枝打高は、概ね1m以上であること。